館山市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援

サービス事業（第１号事業）に要する費用の額の算定に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，館山市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第８条に規定する介護予防・生活支援サービス事業（第１号事業）に要する費用（以下「第１号事業に要する費用」という。）の額の算定に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は，実施要綱で使用する用語の例による。

（第１号事業に要する費用の基準）

第３条　第１号事業に要する費用の額は，別表第１に規定する単位数に別表第２に規定する１単位の単価を乗じた額とする。この場合において，１円未満の端数があるときは，これを切り捨てるものとする。

（第１号事業支給費の算定方法）

第４条　訪問介護型サービス（以下「訪問型サービス」という。）及び通所介護型サービス（以下「通所型サービス」という。）に係る第１号事業支給費の支給については，前条に規定する費用の額に１００分の９０を乗じて得た額とする。

２　第１号被保険者であって介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」とする。）第５９条の２第１項に規定する所得の額が介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「施行令」とする。）第２９条の２第３項で定める額以上である利用者に係る第１号事業支給費の支給については，前項中「１００分の９０」とあるのは，「１００分の８０」とする。

３　第１号被保険者であって法第５９条の２第２項に規定する所得の額が施行令第２９条の２第６項で定める額以上である利用者に係る第１号事業支給費の支給については，第１項中「１００分の９０」とあるのは，「１００分の７０」とする。

（第１号事業支給費の額の特例）

第５条　介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第９７条に規定する特別な事情がある場合の取扱いについては，館山市介護保険規則（平成１４年規則第１号）第１５条の規定を準用するものとする。

（委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項については別に定めるものとする。

附　則

この要綱は，平成２９年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は，平成３０年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和３年４月１日から施行する。

別表第１（第３条第１項関係）

|  |  |
| --- | --- |
| サービスの単位数 | |
| 訪問型サービス | 介護保険法施行規則第１４０条の６３の２第１項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和３年厚生労働省告示第７２号）によるものとする。 |
| 通所型サービス |
| 介護予防ケアマネジメント |

別表第２（第３条第１項関係）

|  |
| --- |
| １単位の単価：１０円 |